

福岡市の環境施策の実施状況等について

福岡市



I. 総論

環境施策の全体像～計画等の体系

年次報告書「ふくおかの環境」

環境施策の実施状況等に対する評価

II. 各論

取組 1. **快適で良好な生活環境**のまち

取組 2. 市民がふれあう**自然共生**のまち

取組 3. 資源を活かす**循環**のまち

取組 4. 未来につなぐ**低炭素**のまち

取組 5. 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり，広域的な取組み

環境施策の全体像～計画等の体系

環境にやさしい都市をめざす福岡市民の宣言 ～ふくおか環境元年宣言～ （平成4年6月14日）

福岡市環境基本条例 （平成8年9月26日）

福岡市環境基本計画（第三次）

（平成26年9月策定） 計画期間：平成27～36年度

【めざすまちの姿】

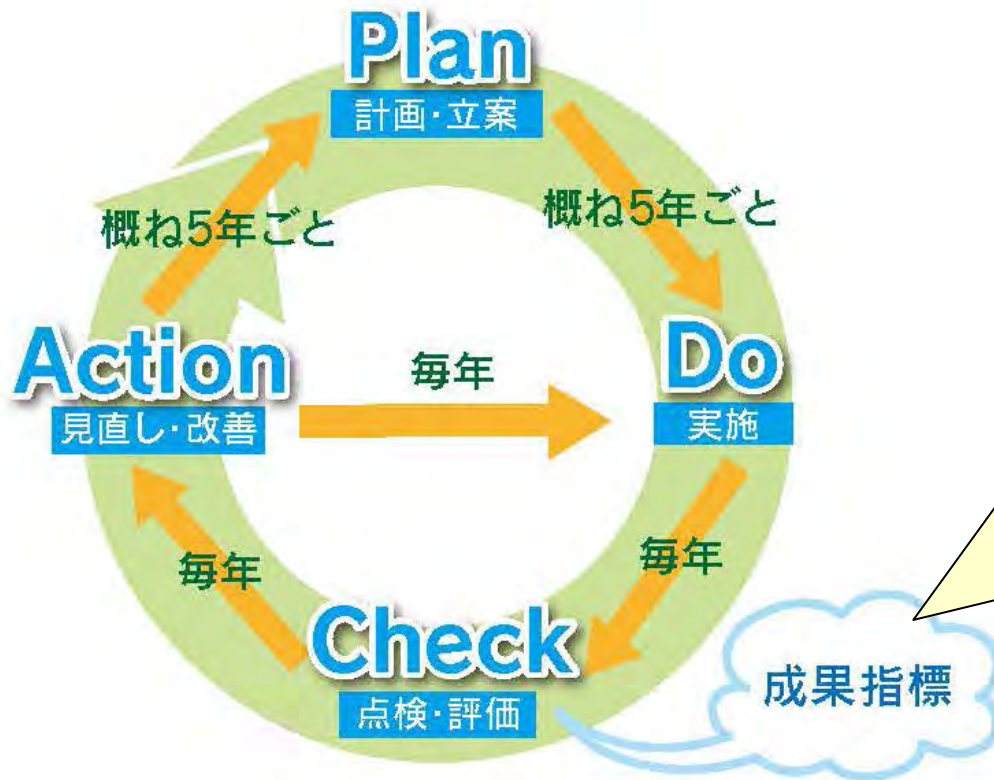
豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち

福岡市新世代環境都市ビジョン
（平成24年度策定） 目標：2050年

福岡市環境
基本計画に
基づく部門別
計画

- 福岡市地球温暖化対策実行計画 →平成28年度改定予定
- 福岡市環境・エネルギー戦略
- 生物多様性ふくおか戦略
- 博多湾環境保全計画 →平成28年度改定予定
- 新循環のまち・ふくおか基本計画
- 福岡市環境配慮指針 →平成28年度改定予定
- アイランドシティ環境配慮指針
- 福岡市環境教育・学習計画（第三次） →平成27年9月策定済

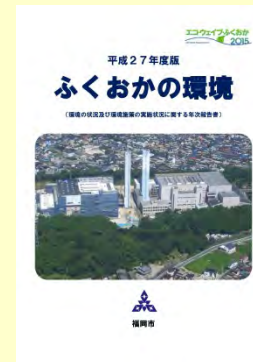
年次報告書「ふくおかの環境」



本審議会における年次報告

- 環境施策の実施状況
- 成果指標の達成状況

...etc



年次報告書
「ふくおかの環境」

環境施策の実施状況の報告

- 取組 1. 快適で良好な生活環境のまちづくり
- 取組 2. 市民がふれあう自然共生のまちづくり
- 取組 3. 資源を活かす循環のまちづくり
- 取組 4. 未来につなぐ低炭素のまち
- 取組 5. 環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり,
広域的な取組み

環境施策の実施状況等に対する評価

施策の体系① <分野別施策>

分野別施策

第1節 快適で良好な 生活環境のまちづくり

- 第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- 第2項 良好な生活環境の保全
- 第3項 気候変動への適応
- 第4項 歴史・景観を活かした美しいまちの実現

第2節 市民がふれあう 自然共生のまちづくり

- 第1項 生き物や自然環境の保全・再生と自然のネットワークの形成
- 第2項 自然からの恵みの持続的利用の促進
- 第3項 生物多様性の認識の社会への浸透

第3節 資源を活かす 循環のまちづくり

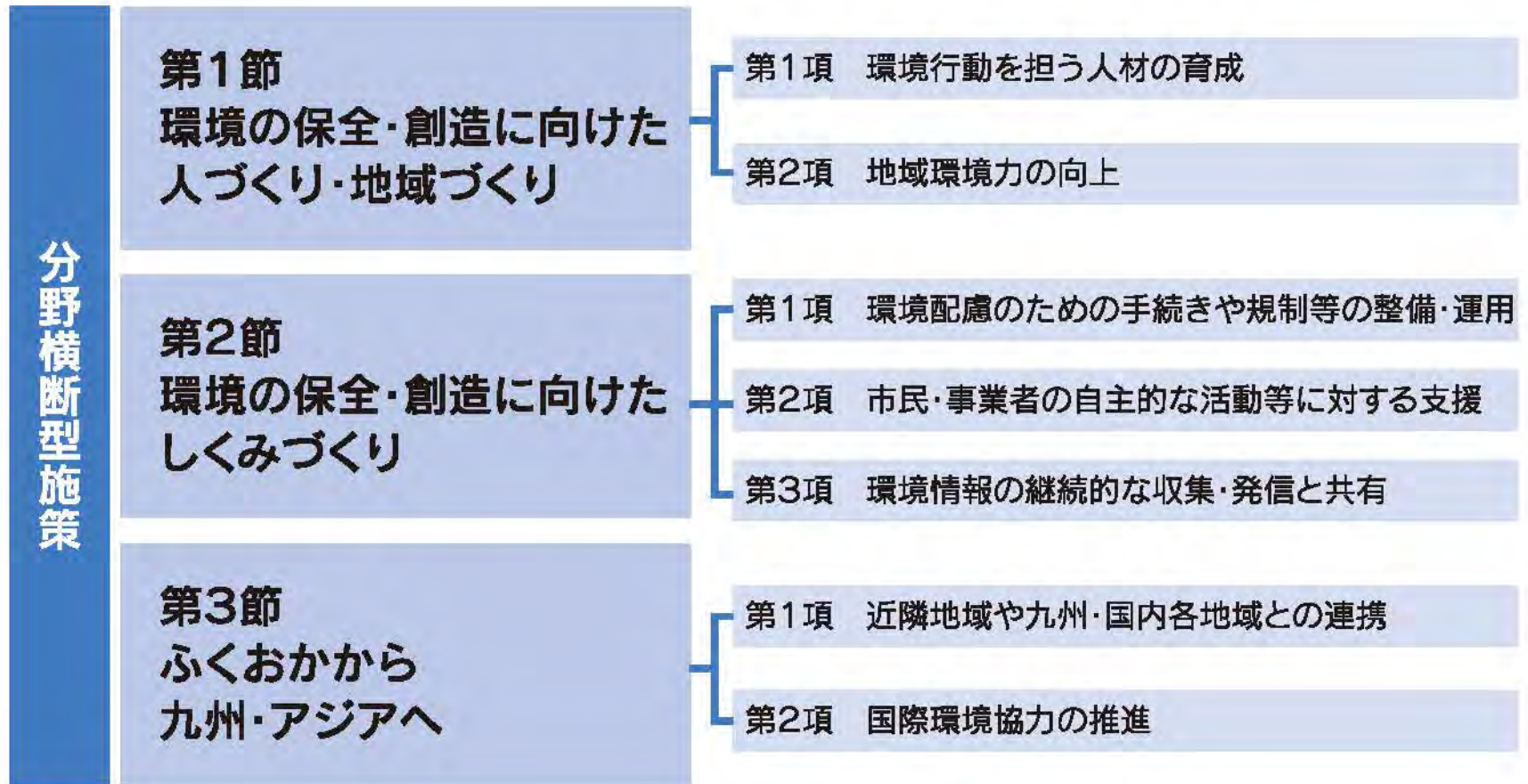
- 第1項 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- 第2項 廃棄物の適正処理の推進
- 第3項 水資源の有効利用の促進

第4節 未来につなぐ 低炭素のまちづくり

- 第1項 省エネルギーの促進
- 第2項 再生可能エネルギーやエネルギーマネジメントシステムなどの導入・活用
- 第3項 低炭素型の都市構造及び交通体系の構築

環境施策の実施状況等に対する評価

施策の体系② <分野横断型施策>



環境施策の実施状況等に対する評価

全体の評価結果

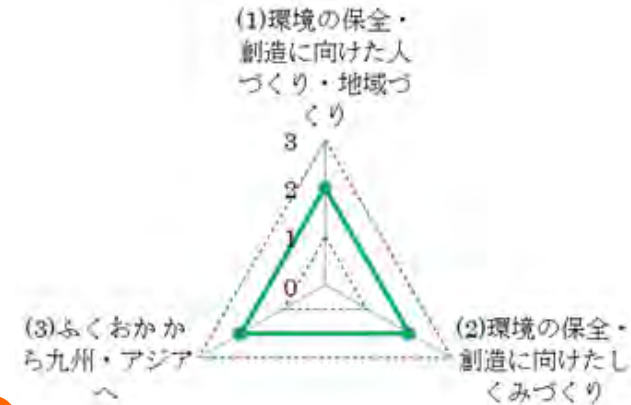
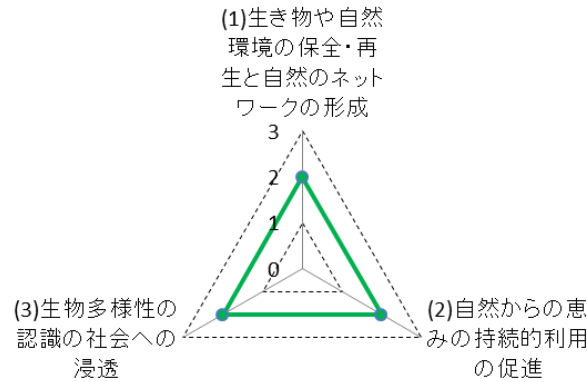
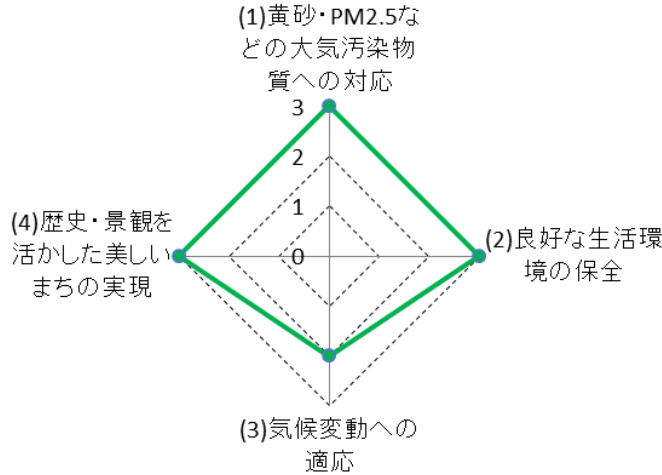
<分野別施策>

1 快適で良好な生活環境のまちづくり

2 市民がふれあう自然共生のまちづくり

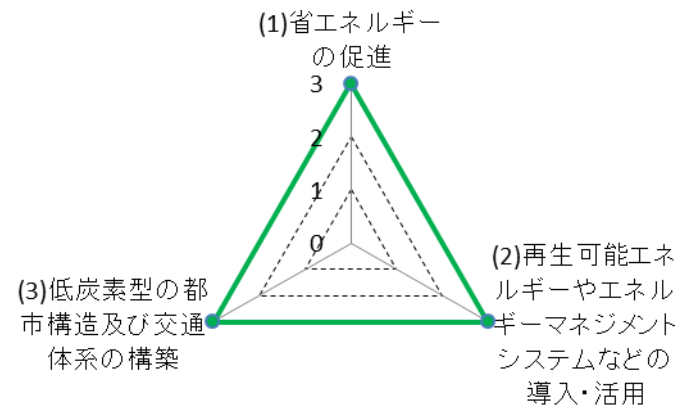
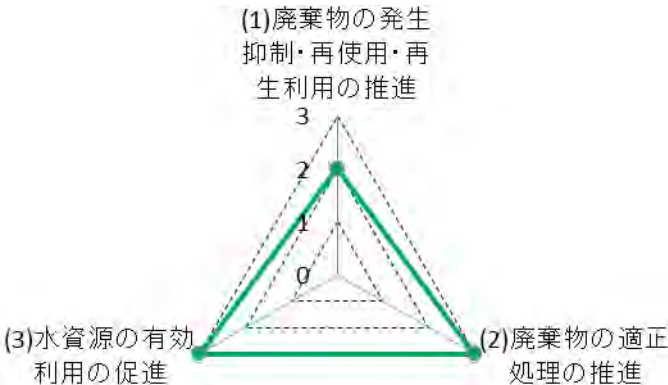
<分野横断型施策>

環境の保全・創造に向けた人・地域・しくみづくり，広域的な取組み



3 資源を活かす循環のまちづくり

4 未来につなぐ低炭素のまちづくり



環境施策の実施状況等に対する評価

評価の一例

第1節 快適で良好な生活環境のまちづくり											
第1項 黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応 <旅旅の基本的方向> 黄砂やPM2.5などの大気汚染物質に対して市民が予防行動をとれるようにするため、国や大学と連携した健康影響調査結果を踏まえ、黄砂やPM2.5予測情報を多様な媒体でわかりやすく提供します。 大気汚染に係る環境基準超過日を減少させるため、黄砂やPM2.5、光化学オキシダントなどの大気汚染物質の常時監視と成分分析結果の研究により発生源を推定し、国だけでなく民間企業やNPO団体等に対して発生源対策の推進を働きかけます。											
<施策の実施状況> ●黄砂・PM2.5対策の推進 ●黄砂・大気汚染物質予測、警報システムの運用 <ul style="list-style-type: none"> 黄砂・PM2.5の予測情報を防災メール等で提供した。(黄砂:25日分、PM2.5:19日分) 市内9か所にて、PM2.5の常時監視を実施した。 (実施箇所:市役所、吉塚、長尾、香椎、元岡、千鳥橋、西新、大橋、石丸) PM2.5等測定データのオープン化を開始した。 (H26.12.18より市オープンデータサイトに毎時更新、http://www.open-governmentdata.org/) PM2.5ダイヤルにて情報提供を実施した。(利用者:延べ79,023人) 市内の4小学校を対象に健康影響調査を実施した。(対象者:1,470人) 市政だよりや市ホームページ、出前講座による情報提供を随時実施した。(出前講座参加者:478人) 「PM2.5・黄砂講演会」を開催した。(H26.10.18、参加者:166人) ●大気汚染物質発生源対策の推進、大気汚染に関する調査・研究 <ul style="list-style-type: none"> PM2.5の成分分析を実施した。(168検体) 「PM2.5の汚染機構の解明」等の国立環境研究所等との共同研究を実施した。 PM2.5高濃度事例解析を実施した。 											
<成果指標の達成状況>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状値(基準年度)</th> <th>実績値(把握年度)</th> <th>目標値(目標年度)</th> <th>指標評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>PM2.5の予測精度</td> <td>見逃し率 48.1% (2013年度)</td> <td>7.7% (2014年度)</td> <td>30%以下 (2024年度)</td> <td>A</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標評価	PM2.5の予測精度	見逃し率 48.1% (2013年度)	7.7% (2014年度)	30%以下 (2024年度)	A
成果指標	現状値(基準年度)	実績値(把握年度)	目標値(目標年度)	指標評価							
PM2.5の予測精度	見逃し率 48.1% (2013年度)	7.7% (2014年度)	30%以下 (2024年度)	A							
特記事項 (外部要因等)											
総合評価	成果指標の達成状況から順調に進捗していると評価する。また、測定データのオープン化やPM2.5ダイヤルによる情報提供など、市民の予防行動に向けた施策も着実に実施されている。 ★★★★★										

① 主な事業や取組みを記載

② 成果指標の達成状況

「A」・・・目標値に向けたペースを達成又は上回っている

「B」・・・目標値に向けたペースを下回っているが、指標は改善又は現状維持

「C」・・・目標値に向けたペースを下回っており、指標が悪化

「-」・・・数値が把握できないため判定不能

③ 総合評価

成果指標のA=3点、B=2点、C=1点とし、平均点により評価する。

平均点が2.5以上 ★★★★★

平均点が1.5以上2.5未満 ★★★

平均点が1.5未満 ★

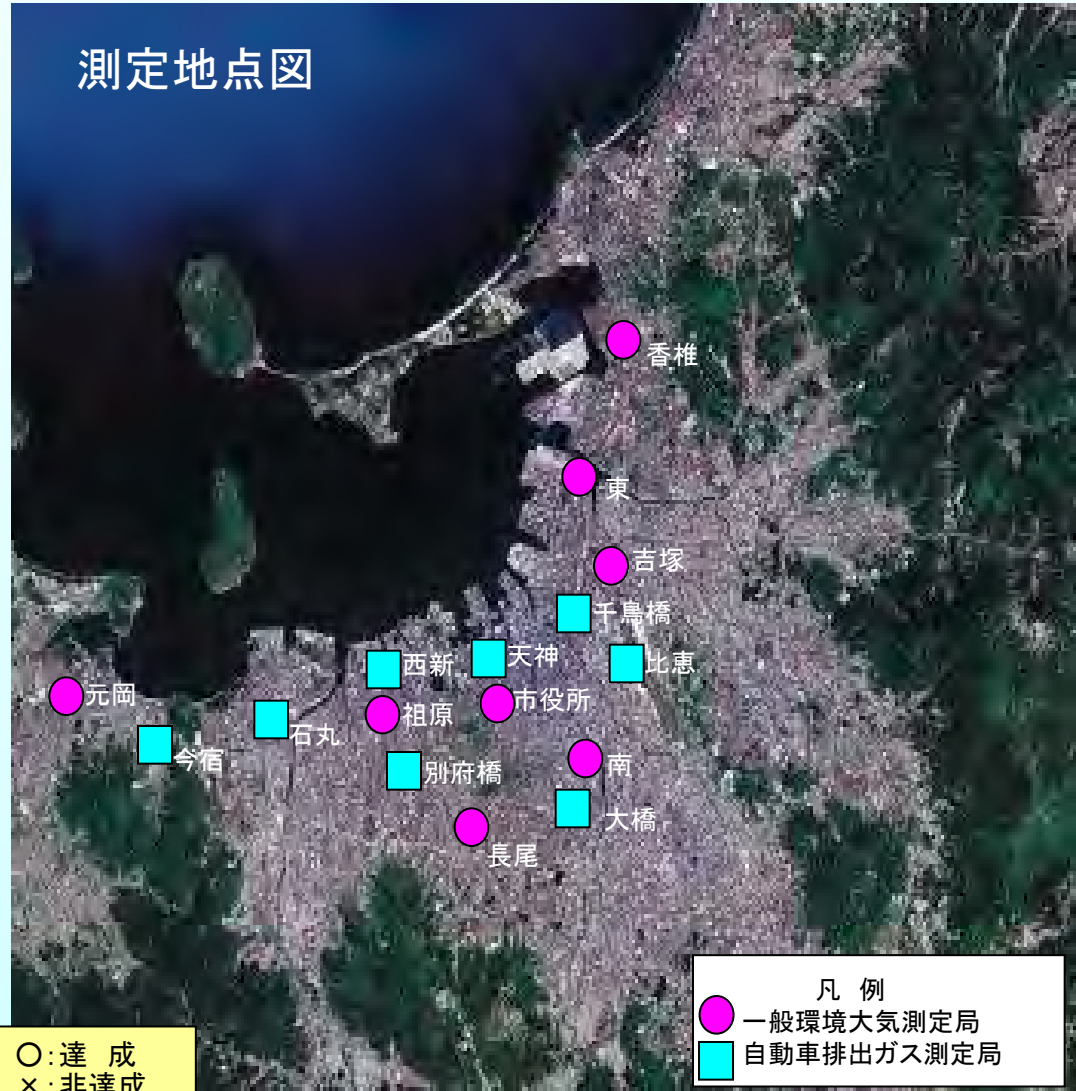
取組 1. 快適で良好な生活環境のまちづくり

- ①黄砂・PM2.5などの大気汚染物質への対応
- ②良好な生活環境の保全

大気環境（平成26年度）

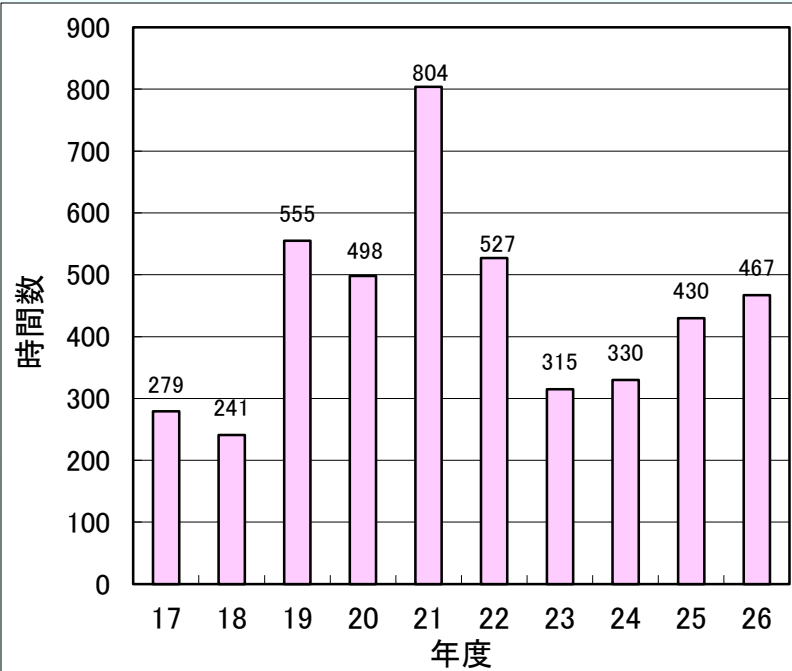
●大気環境基準達成状況

測定局		二酸化硫黄	二酸化窒素	一酸化炭素	光化学オキシダント	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質
一般環境大気測定局（8局）	香椎		○		×	○	×
	東		○		×	○	
	吉塚	○	○		×	○	×
	市役所	○	○		×	○	×
	南		○		×	○	
	長尾		○		×	○	×
	祖原	○	○		×	○	
	元岡		○		×	○	×
自動車排出ガス測定局（8局）	千鳥橋		○			○	×
	比恵		○			○	
	天神	○	○	○		○	
	大橋		○			○	×
	別府橋		○			○	
	西新		○			○	×
	石丸		○		×	○	×
	今宿		○			○	



※元岡局の微小粒子状物質は環境省モニタリング試行事業による設置

光化学オキシダントの経年変化

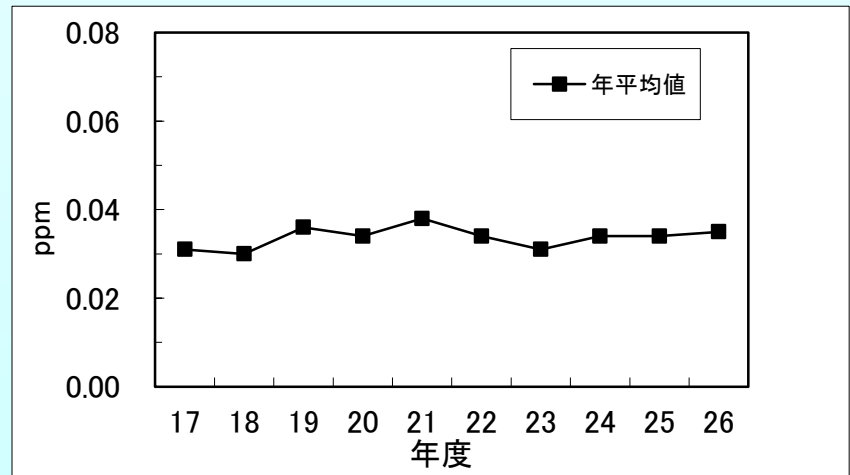


1年間で昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数
(測定局1局あたり)

環境基準: 昼間 (5時~20時)の
1時間値が0.06ppm以下

年	福岡県		佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	鹿児島県
	福岡市	福岡市以外					
H26	—	—	—	—	—	—	—
H25	—	—	1 (5/22)	—	—	—	—
H24	1 (5/7)	—	—	—	—	—	—
H23	—	—	—	1 (5/16)	—	—	—
H22	—	—	1 (5/8)	1 (5/8)	—	—	—
H21	2 (5/8, 9)	2 (5/8, 9)	2 (5/8, 9)	2 (5/8, 9)	2 (5/8, 9)	3 (5/20, 6/25, 26)	1 (5/8)

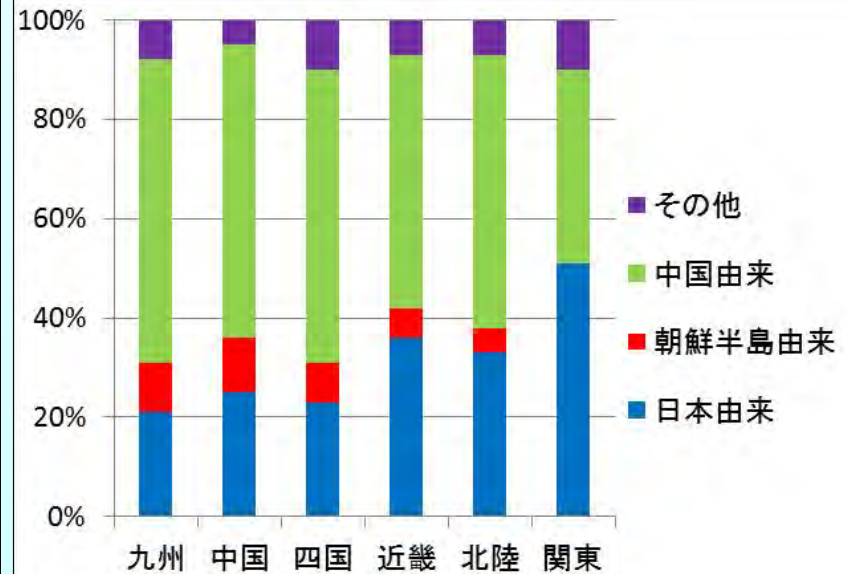
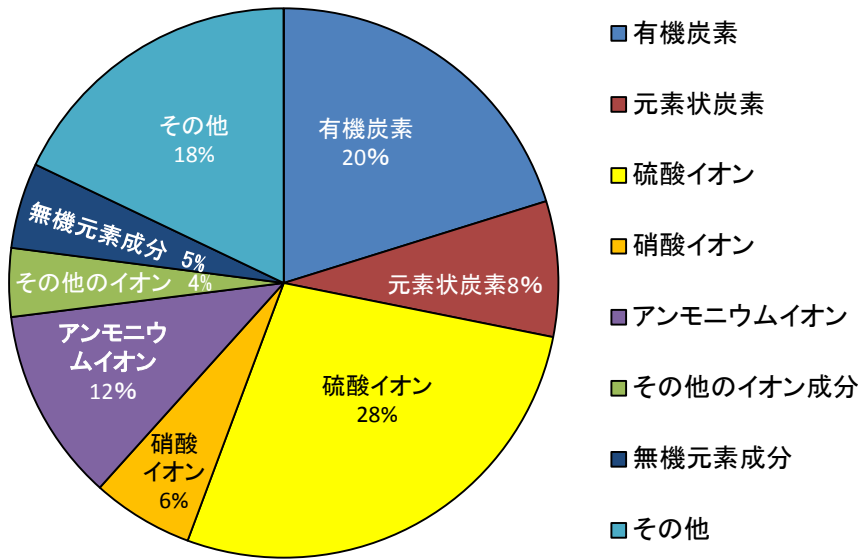
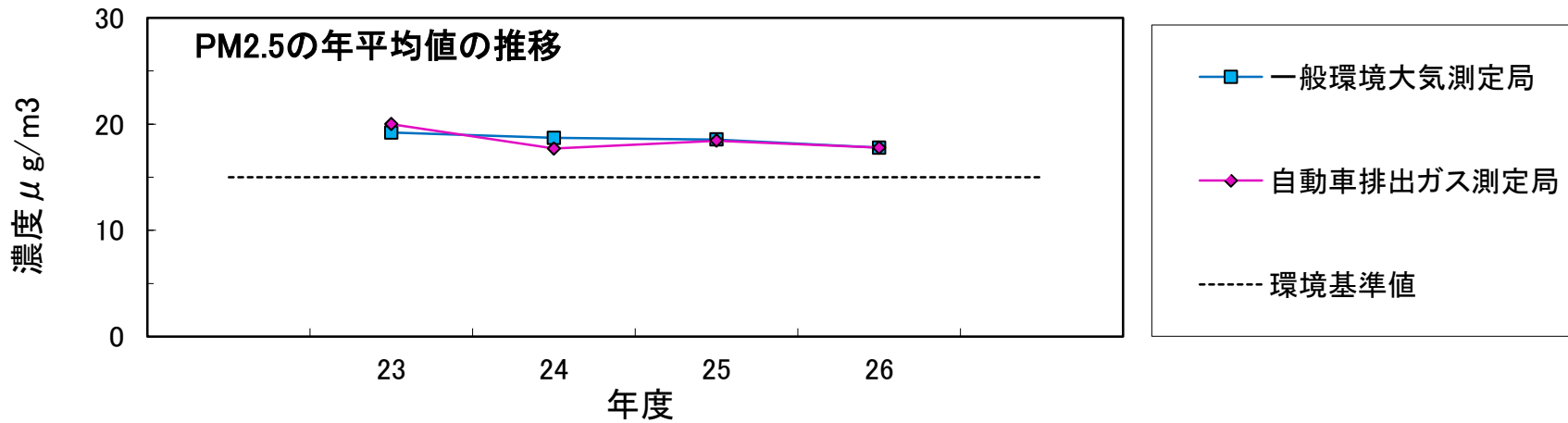
平成21年~平成26年の注意報発令状況



昼間の1時間値の年平均値の推移

PM2.5(微小粒子状物質)の測定結果

環境保全課



PM2.5の成分割合(市役所局, 平成26年度平均)

PM2.5の国内外の寄与割合

黄砂・PM2.5(微小粒子状物質)対策

環境保全課

黄砂飛来・PM2.5予測情報の発信

- ・黄砂予測情報(25日分提供)
- ・PM2.5予測情報(19日分提供):見逃し率7.7%
- ・PM2.5ダイヤル(利用者延べ79,023人)
- ・福岡市PM2.5・黄砂影響検討委員会開催(H27.1.9)

PM2.5等データのオープン化

PM2.5等測定データをオープン化(H26.12.18より開始)

黄砂・PM2.5に関する普及・啓発

- ・PM2.5・黄砂講演会開催(H26.10.18/参加者166人)
- ・出前講座20回実施,参加者478人

黄砂・PM2.5の健康影響調査

市内小学生1,470人を対象に調査実施(回収率92.4%)
調査期間:平成25年度~平成27年度



アンケート
記載中!

平成26年6月 改正大気汚染防止法の施行

建築物解体時等における 石綿飛散防止対策の強化

- 届出義務者の変更
(工事施工者から発注者へ)
- 解体等工事の事前調査、発注者への説明、
調査結果の掲示の義務付け
- 立入検査等の対象の拡大

平成26年度 監視・指導状況

アスベスト排出作業届出件数	62件
立入件数	69件
排出作業時の測定件数	51件

アスベスト対策推進プラン

平成25年4月、アスベスト対策の基本方針となるアスベスト対策推進プランを策定(実施期間 5年間)し 関係部局が一丸となって施策を継続中

25 26 27 28 29 (年度)

① 建築物のアスベスト除去推進

- ・市有建築物のアスベスト除去推進等
- ・民間建築物の使用実態調査
- ・補助制度の活用及び拡充

② 解体工事からのアスベスト飛散防止

- ・解体等工事の届出漏れ防止
- ・工事の監視指導／廃棄物の適正処理

③ 情報の一元化、市民への情報発信

- ・一般環境大気中のアスベスト濃度測定
- ・非飛散性アスベストの調査・研究
- ・市民への情報発信／市民相談への対応

平成26年度 一般環境測定結果

市内5地域の大气中濃度は0.11～0.34本/Lで、健康影響はないとされている値であった。

自動車騒音

自動車騒音の面的評価

平成26年度 自動車騒音環境基準達成状況

市内幹線道路の沿道両側50mの範囲にある住居等について評価

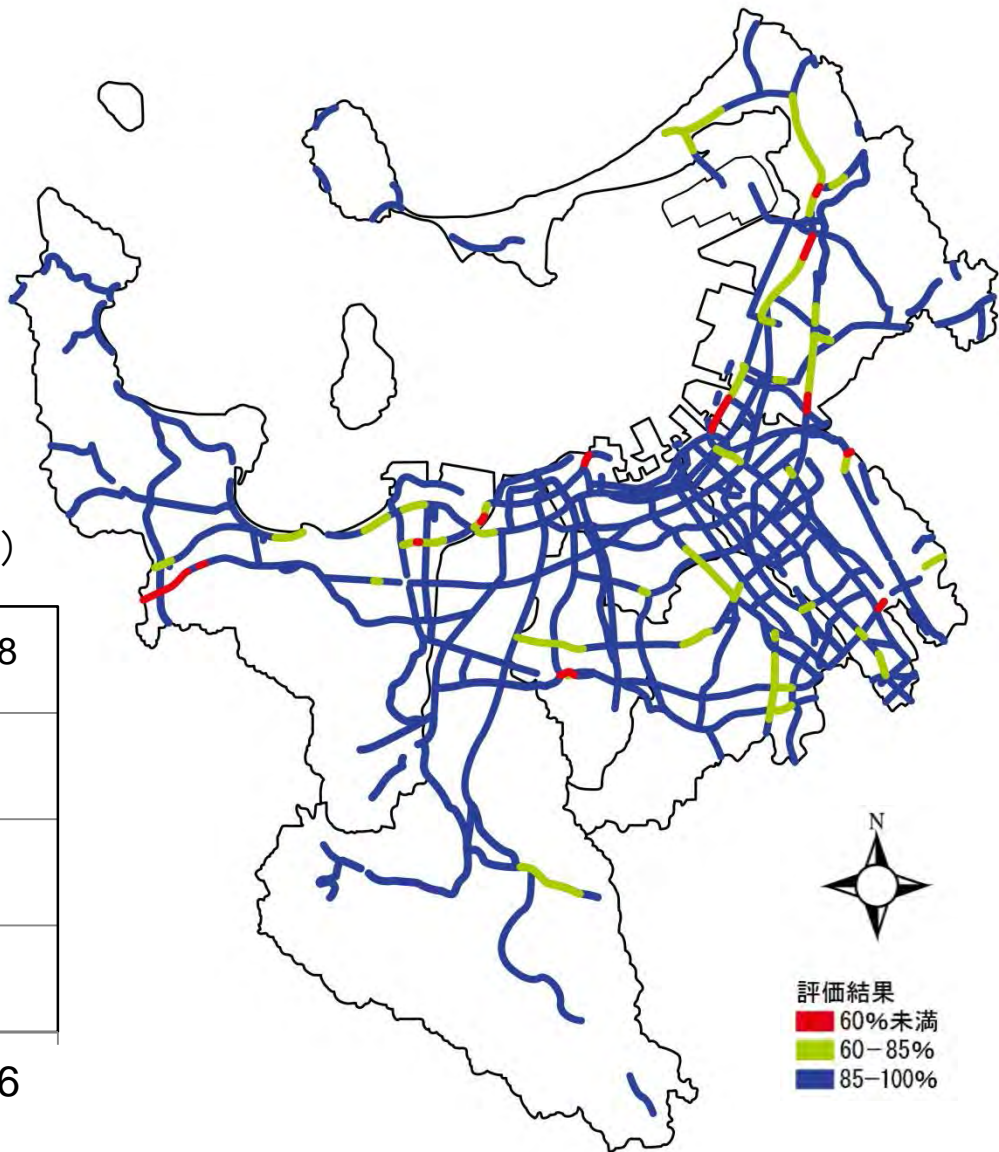
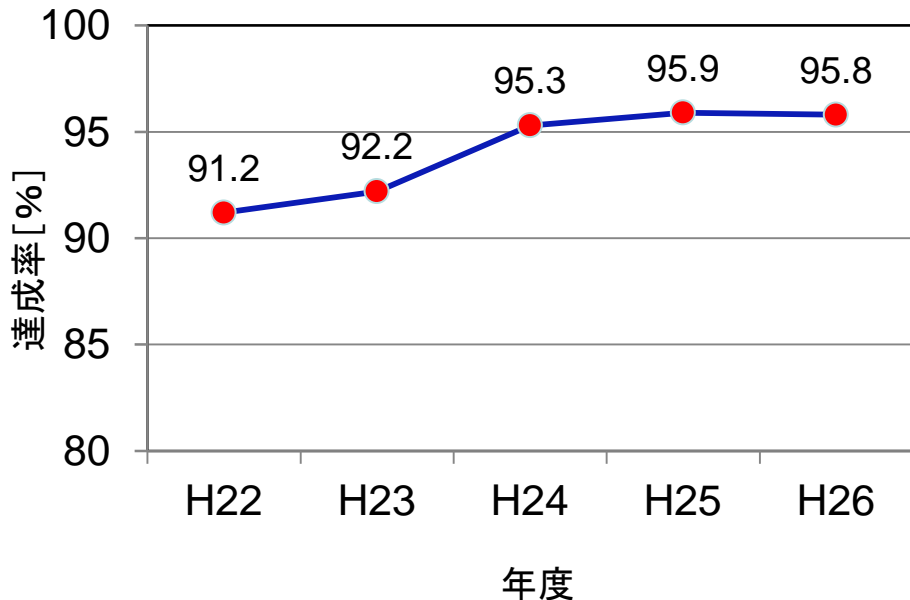
計画期間:

H24～H28 (5年間)

評価区間数(延長):

512区間 (381.9km)

自動車騒音の環境基準達成率(昼夜とも)



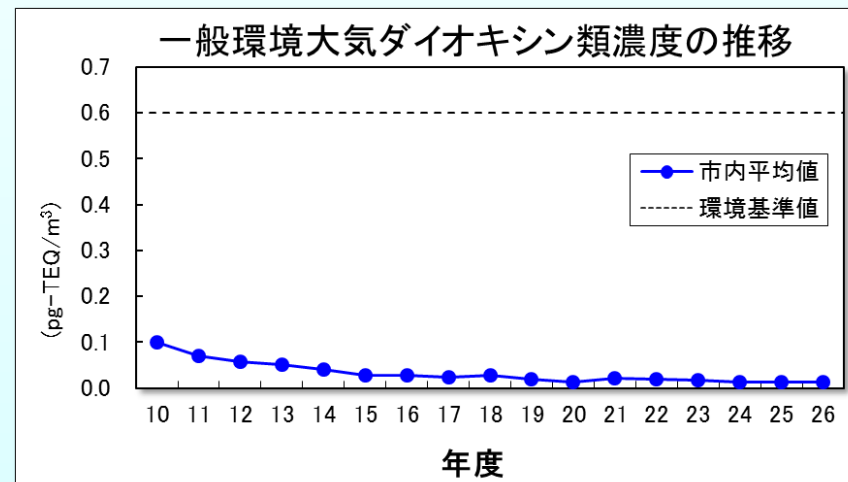
地下水質

平成26年度調査結果

調査区分	調査井戸数	延調査井戸数	基準超過井戸数	項目別基準超過井戸延数内訳		
				重金属等	揮発性有機化合物	その他
概況調査	20	20	0	0	0	0
汚染井戸周辺地区調査	0	0	0	0	0	0
継続監視調査	25	48	11	1	17	0
その他の調査	3	3	0	0	0	0
合計	48	71	11	1	17	0

※汚染井戸周辺地区調査は概況調査で基準超過井戸がなかったため実施せず。

ダイオキシン類



- 大気質 7地点
- 公共用水域(水質・底質)15地点
- 地下水質 4地点
- 土壌 3地点

すべて環境基準値以下

その他の化学物質

- 有害大気汚染物質(市内 4地点 21項目)
環境基準値又は指針値以下
- 内分泌かく乱物質(環境ホルモン)
(河川 14地点, 博多湾 3地点)
魚類に対する予測無影響濃度以下

③気候変動への適応

○ヒートアイランド対策に向けた取り組み

- ・市有施設の緑のカーテン
本庁舎, 区役所はじめ271ヶ所で実施
- ・緑のカーテンコンテスト
市民・事業所の取り組みを募集し表彰
- ・クールシェア
市内の公共施設や民間施設を
クールスポットとして活用(250ヶ所)
- ・打ち水
NPOとの共催で天神・博多打ち水リレー実施



熱中症対策推進体制の強化

目的: 熱中症対策を総合的に推進し、
市民の生命及び健康を保護する

H26.4 熱中症対策推進本部の設置

熱中症対策推進本部

本部長: 副市長
(環境局担当)
副本部長: 副市長
(危機管理担当)

委員: 市民局長, こども未来局長,
保健福祉局長, 環境局長,
区長会(代表), 消防局長,
教育長

各局・区・室

高齢者
子ども
一般市民
労働者

熱中症対策の実施状況

- ◆ 暑さ指数(WBGT値)を活用した注意喚起
(防災メール, ホームページ)
- ◆ 市民にとって利便性の高いホームページへ
リニューアル
- ◆ 市役所西側ふれあい広場で暑さ指数を実測
- ◆ 熱中症予防イベントを実施し注意を呼びかけ
- ◆ 「熱中症にご用心！」出前講座開催



熱中症予防強化月間(7月)
キャンペーン



「熱中症にご用心！」
(オリジナルリーフレット)



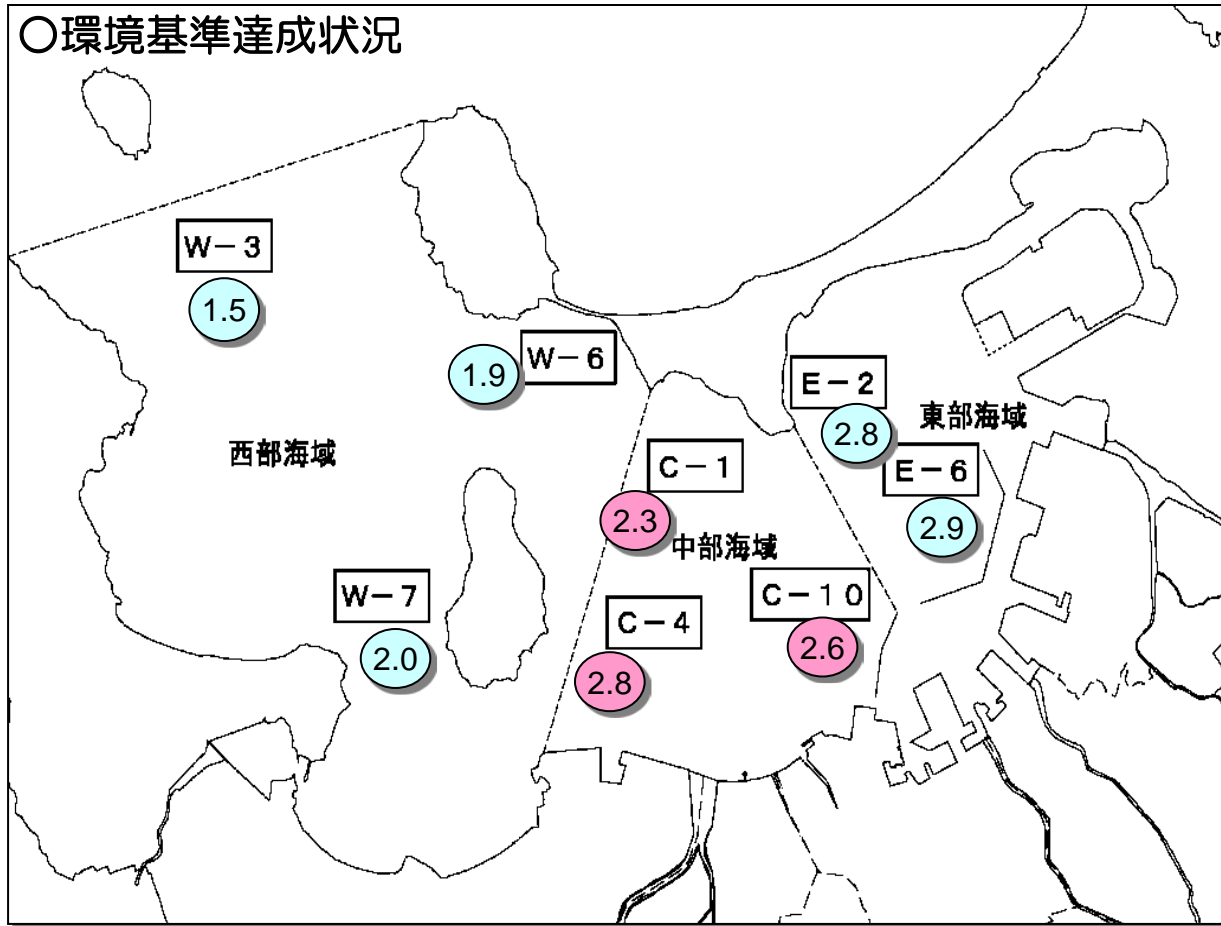
熱中症予防カード
(温度計付き)

取組2. 市民がふれあう自然共生のまちづくり

①生き物や自然環境の保全・再生と
自然のネットワークの形成

博多湾の保全

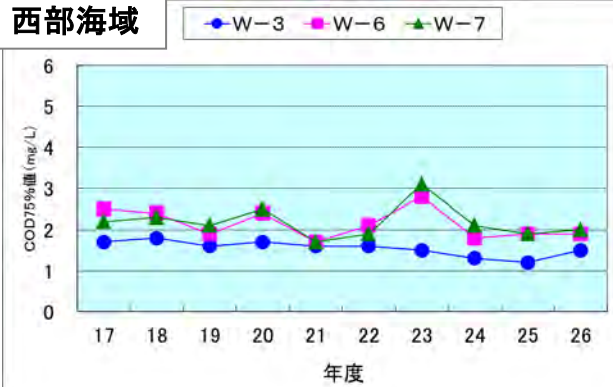
○環境基準達成状況



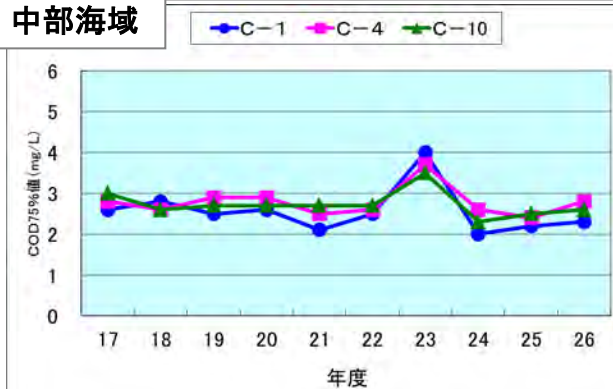
水域	COD環境基準値
東部海域	3mg/L以下
中部海域	2mg/L以下
西部海域	

凡 例	
	環境基準達成
	環境基準超過

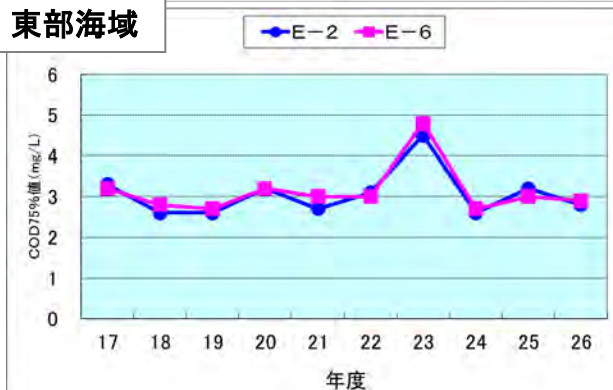
西部海域



中部海域



東部海域



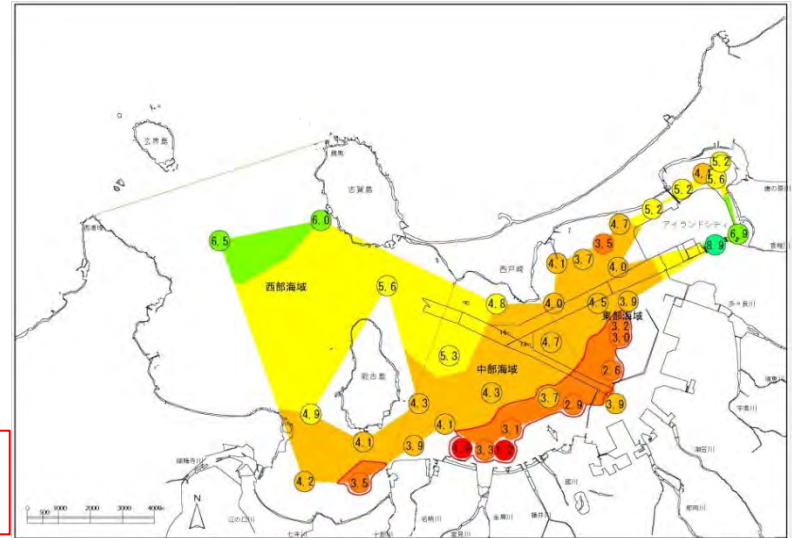
○貧酸素発生状況

調査期間:5月~10月(月2回)

平成26年度は、8地点中6地点で貧酸素発生



貧酸素状態



平成14~26年の溶存酸素濃度 (DO:底層平均値)

○博多湾の環境保全対策の検討

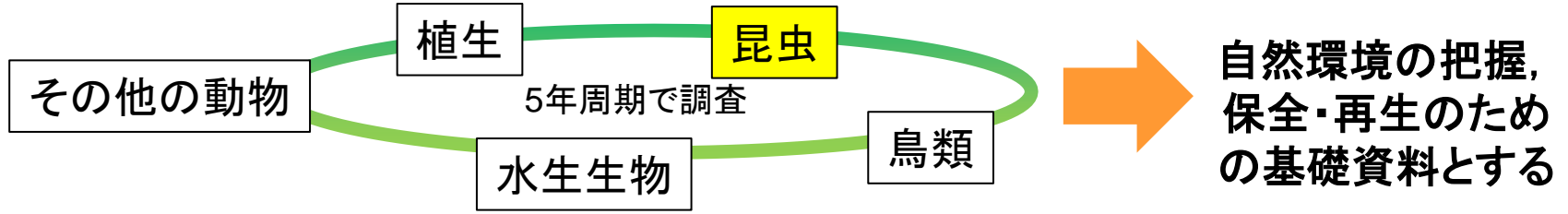
生物が生まれ育つ博多湾を目指す「博多湾環境保全計画」を改定するため、平成26年度に博多湾の物質循環の解析を行った。

特徴

- 約30年前と比べて、河川からの博多湾への流入負荷は**減少**している。
- 冬季は、リンの流入が大幅に減少。
- 夏季は、有機物の指標であるCODが増加。

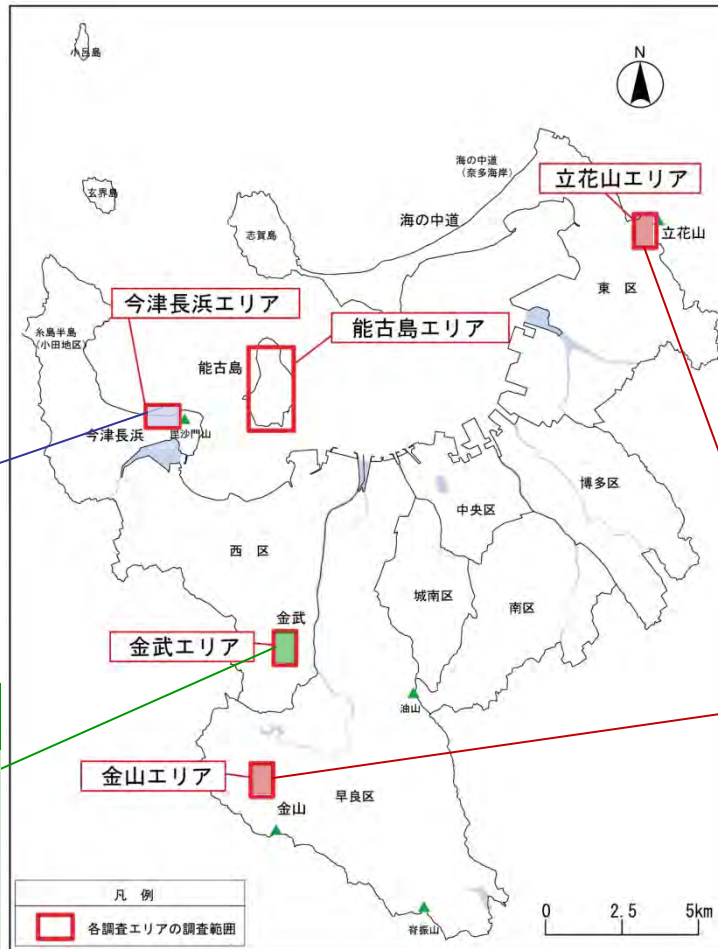
自然環境調査・希少種の保全

環境調整課



○調査結果

- 昆虫約1,900種を確認
- 環境特性に応じた種が生息している



★ …希少種

身近な場所でみられる昆虫



海浜にみられる昆虫



里山でみられる昆虫



山地でみられる昆虫



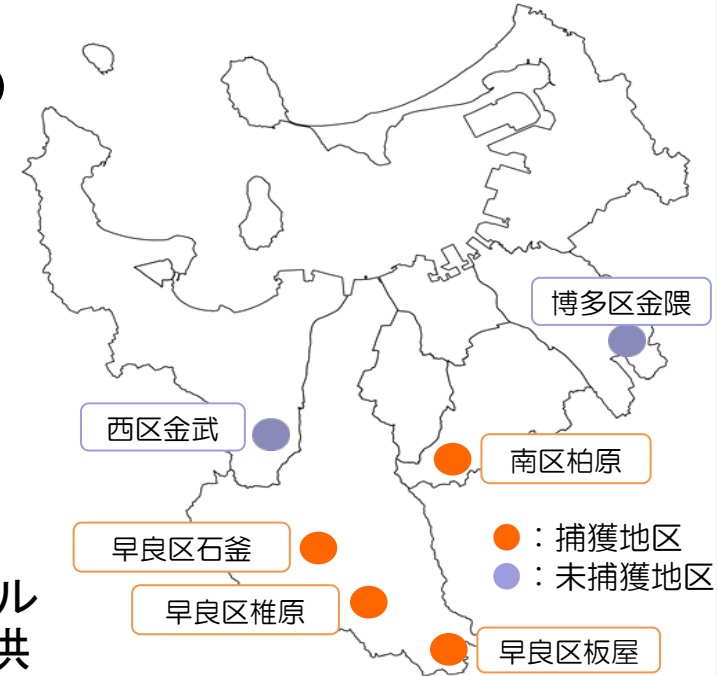
※ 能古島は、狭い範囲に海浜や里山、山地がみられ、「多様な環境」として調査

外来種による被害の防止

外来種による、人の生命・身体や農林水産業等への被害防止に努める

○平成26年度自然環境調査（アライグマ捕獲調査）

	捕獲調査	
	春季(5/19~6/2)	秋季(10/17~10/31)
結果	捕獲数 7頭 (板屋, 椎原, 柏原地区)	捕獲数 7頭 (板屋, 椎原, 石釜, 柏原地区)



○自然環境調査結果の活用

平成25年度調査で発見された特定外来生物「ブラジルチドメグサ」等の分布について、河川管理者へ情報提供

○啓発事業

- ・ 環境フェスティバルで来場者へ外来生物に関する下敷き配布
- ・ ホームページにて情報提供



②生物多様性の認識の社会への浸透

市民への生物多様性の認識の理解促進

環境調整課

環境保全等に積極的なNPO等の団体や個人が集い、情報やアイデアを共有する場づくり(年5回)を実施し、関係者の継続的な連携を図り、環境保全活動の先導的役割を担うネットワークを形成。

ロビー展示



第1回 連携の事例を知る
「生きもの×アートで生まれた広がり」



第3回
生きものをよぶ庭づくり



第2回 生物多様性保全の
活動を広めるには

第4回 自然好きな私たちが選ぶ
「生きもの と 私たちの暮らし」の本



第5回 来年の取り組みを語ろう！

市民への生物多様性の認識の理解促進

環境調整課

生物多様性に関するパンフレット及びリーフレットを作成し、啓発

○トークカフェで
リーフレットを作成

- 活動団体ガイドブック
- 生きものをよぶ庭づくりの
コツ
- 生きものと私たちの
くらしの本



○平成26年9月15日号市政だより同時配布



多様な主体参画の促進, 支援

野鳥など生きものの観察を行いながら, 自然環境を学び, 理解を深めてもらうイベントや, 生きものや自然に由来する文化など巡るウォークラリーを実施。

カブトガニ学習・放流会



野鳥観察会



ウォークラリー (謎解き宝探し)



取組3. 資源を活かす循環のまちづくり

①廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進

■策定：平成23年12月



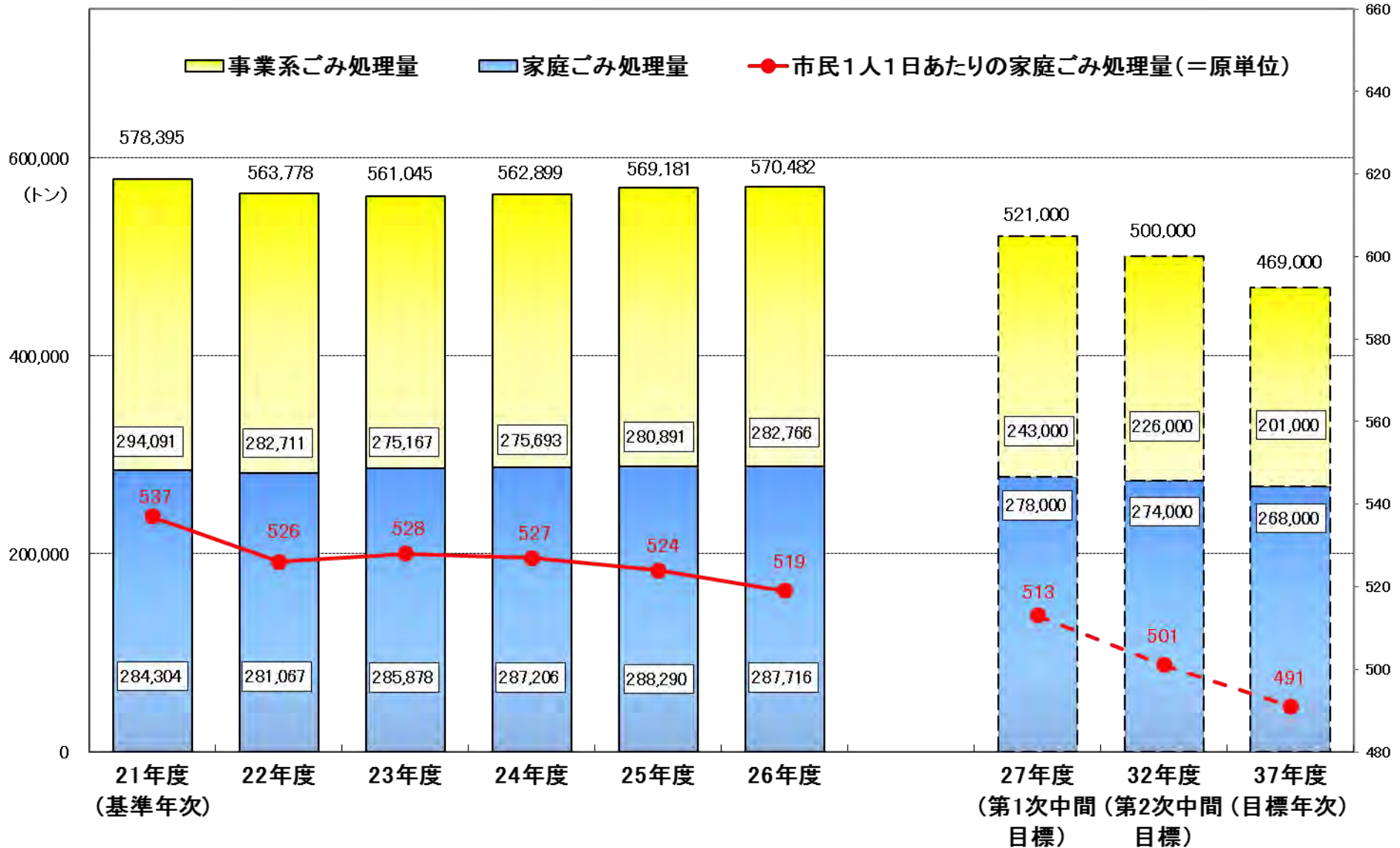
■基本計画テーマ

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

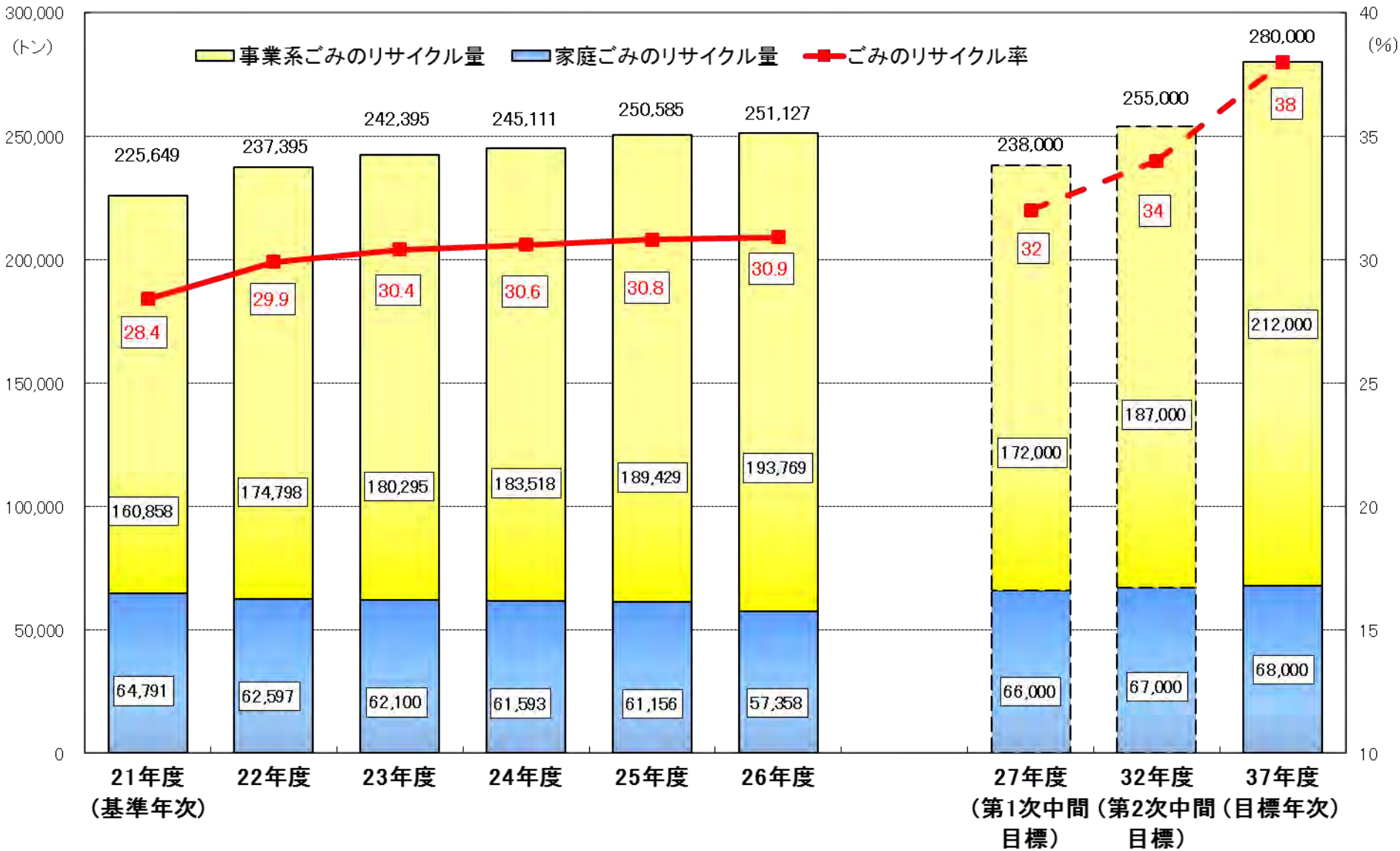
■基本方針

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

ごみ処理量の推移



ごみのリサイクル率の推移



家庭系ごみ減量・リサイクルに向けた取組み

循環型社会計画課

か

買い物には、マイバッグを持参しましょう！



き

黄色の袋に空きびん・ペットボトル！



『ひとり日
マイナス20gのごみ減量』
を目指します！

く

クッキングでは、食材を無駄なく使おう！



け

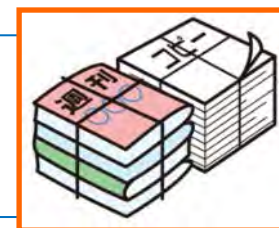
携帯電話もリサイクル！



かーちゃんの
か
から取り組もう！

こ

古紙・雑がみは集団回収へ！



事業系ごみ減量・リサイクルに向けた取組み

資源循環推進課

①事業所へのごみ減量指導

- 廃棄物の減量等に関する計画書の提出義務付け
- 特定事業用建築物への立入



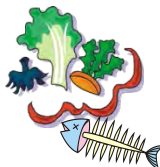
②資源化に関する情報発信

- 「事業系ごみ資源化情報発信サイト」を活用した情報発信
- 事業系一般廃棄物処理ルールブックの送付



③食品廃棄物のリサイクル

- 事業系食品廃棄物リサイクル推進事業
- 事業系食品リサイクル支援モデル事業



④古紙のリサイクル

- 事業系古紙回収推進事業
- 資源物回収協定制度



⑤資源化技術研究への支援

- 事業系一般廃棄物の資源化に関する技術等を研究しようとする事業者に対し、実証研究等に係る費用の一部を補助

⑥資源化施設整備への支援

- 事業系一般廃棄物の資源化施設の整備に要する費用の一部を補助



食品廃棄物のリサイクル推進

資源循環推進課

食品廃棄物のリサイクル推進施策

1. 施設整備の支援

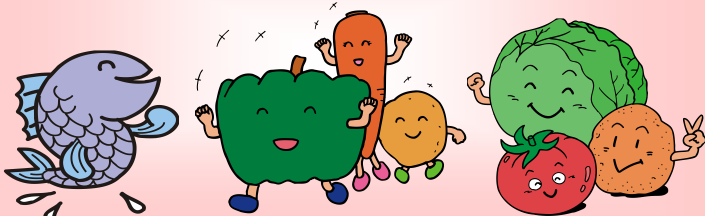
市内唯一の食品廃棄物の資源化施設が**増設稼働！** 受け入れ量UP！ 

2. 収集運搬体制の充実

食品廃棄物に限定した収集運搬業の許可制度(限定許可)が発足し、**体制整備完了！**

啓発を強化！

3. 排出事業者への啓発 (リサイクルへの誘導)



実施内容

多方面からのアプローチで、
食品廃棄物のリサイクルを推進！！

1 「事業系ごみ資源化情報発信サイト」

「事業系ごみ資源化情報発信サイト」で、リサイクル施設や優良事業者の取り組み等を紹介し、啓発を実施

2 食品廃棄物多量排出者への広報・啓発

特定事業用建築物の立入指導の際に、食品リサイクルについてのヒアリングや啓発チラシを用いた広報・啓発を実施

3 まちの飲食店へのアプローチ

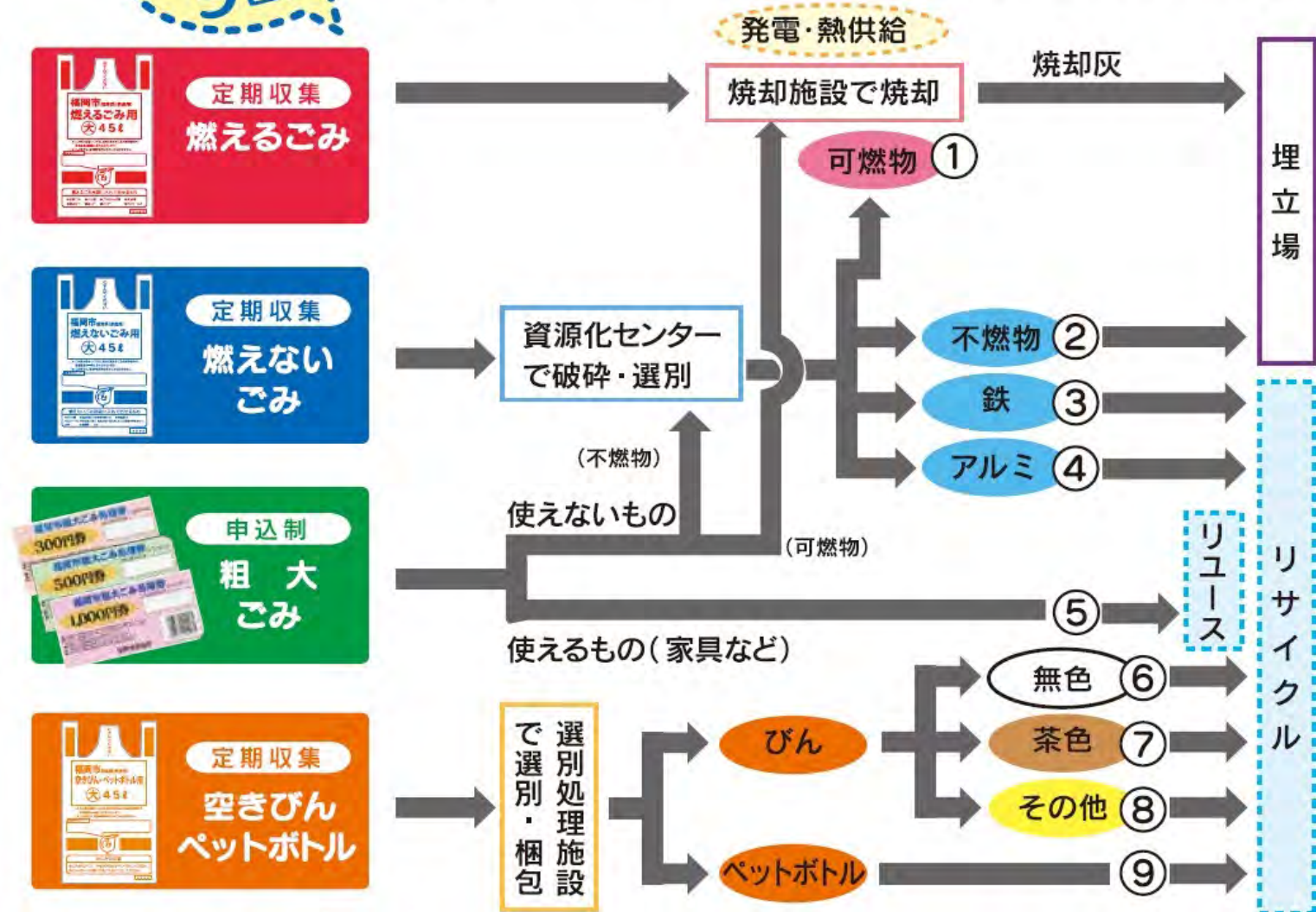
- ◆ 保健福祉局と連携し、保健所の飲食店立入指導の際や各区衛生課窓口にて啓発チラシを配布し、食品リサイクルの啓発を実施
- ◆ 限定許可業者の営業活動の際に啓発チラシを活用し、リサイクル施設を利用した食品リサイクルの啓発を実施

②廃棄物の適正処理の推進

家庭ごみの処理の流れ

最終的には
9区分

福岡市では4分別で収集した家庭ごみを、最終的には
下図①～⑨の9区分にして、リサイクルや処理をしています。



清掃工場（可燃ごみを焼却処理し、発電）

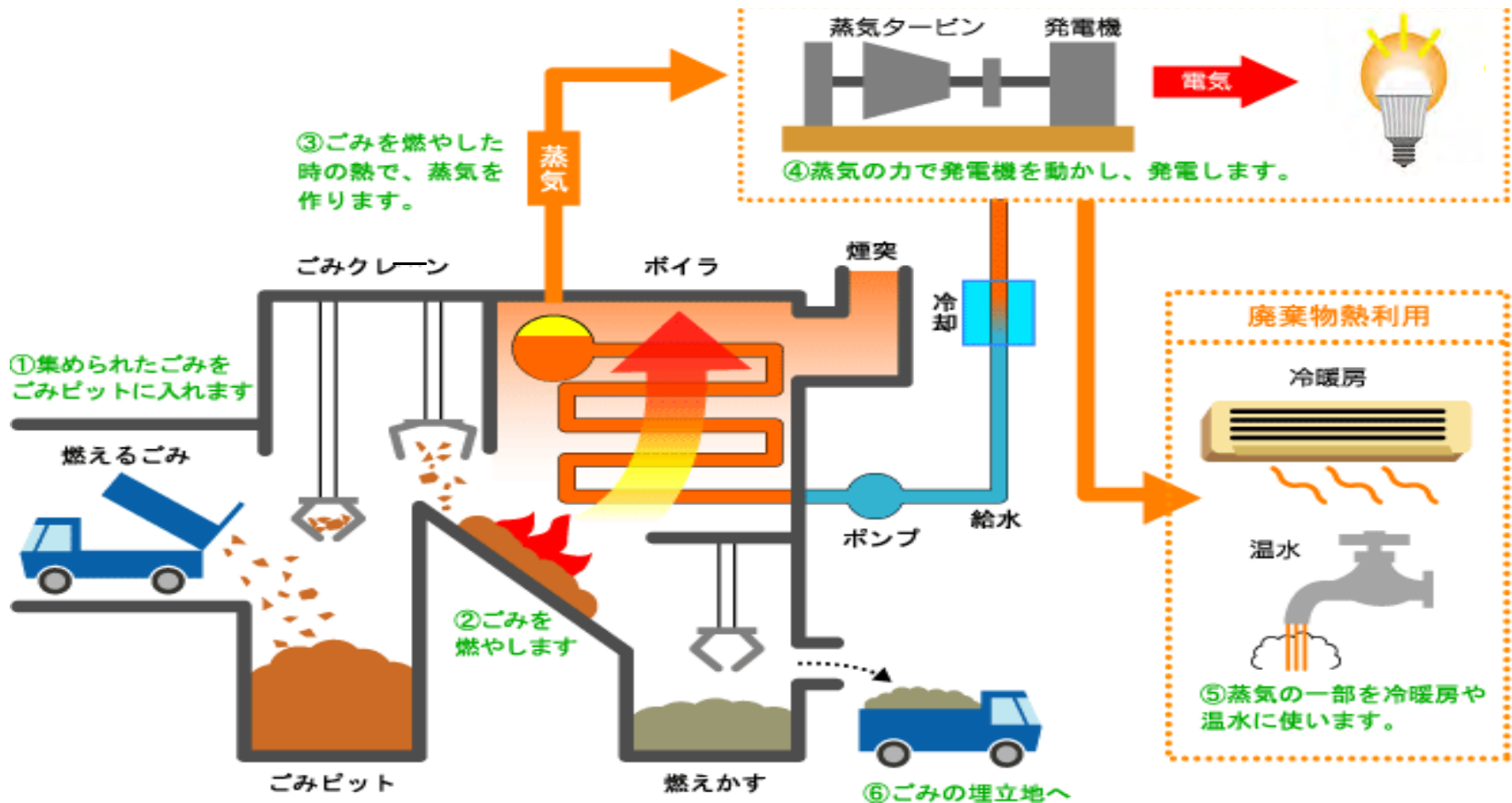
工場整備課

ごみを焼却するときの熱を利用した、発電を行っています！

26年度発電量 約2億7,600万kWh

※約5万8000世帯分の年間消費電力に相当！

※CO₂削減効果 約17万トン



世界的に注目される「福岡方式」埋立場

施設課

西部(中田)埋立場
総面積: 38万㎡
埋立容量: 238万t

敷地境界

写真提供: 福岡市消防局

1. 持ち去り防止対策の概要

持ち去り行為を条例で禁止 (平成26年4月1日施行)

- **家庭ごみ**及び**地域集団回収**からの持ち去り行為を禁止
- 禁止命令違反者には5万円以下の過料
- **買い取り行為**についても**禁止**し、違反者は氏名等を公表

1 パトロールの強化

- 夜間パトロールを増強
- 指導専門員の配置
(警察OB、福祉経験者)
- 買い取り業者へ訪問指導



2 広報啓発の強化

- 集合住宅ごみ置場掲示用
警告看板の配布等

家庭ごみの持ち去り行為は 条例で禁止されています

条例に違反して収集等の持ち去り行為を行った場合、持ち去り行為の禁止を命じられることがあります。
さらに、収集等の持ち去り行為の禁止命令に違反して、持ち去り行為を行った場合、5万円以下の過料に処せられることがあります。

Discussions prohibit the removal of garbage from garbage collection sites.

Persons found to have breached regulations by removing garbage may be ordered to stop.
If such persons are subsequently found to have breached that order to stop removing garbage, they may be fined with a penalty of up to 50,000 yen.

根据前头条例规定，禁止搬運車走用民丢弃的垃圾。

违反条例规定，搬運車走居民丢弃的垃圾，将被处罚。再犯者，将被处以5万日元以下罚款。

福岡市

3 地域集団回収への誘導

- アルミ缶の報奨金を増額
【5円/kg⇒50円/kg】

インセンティブ強化!

10倍



地域活動を活性化

2. 持ち去り防止対策の効果

(1) 全市一斉実態調査結果

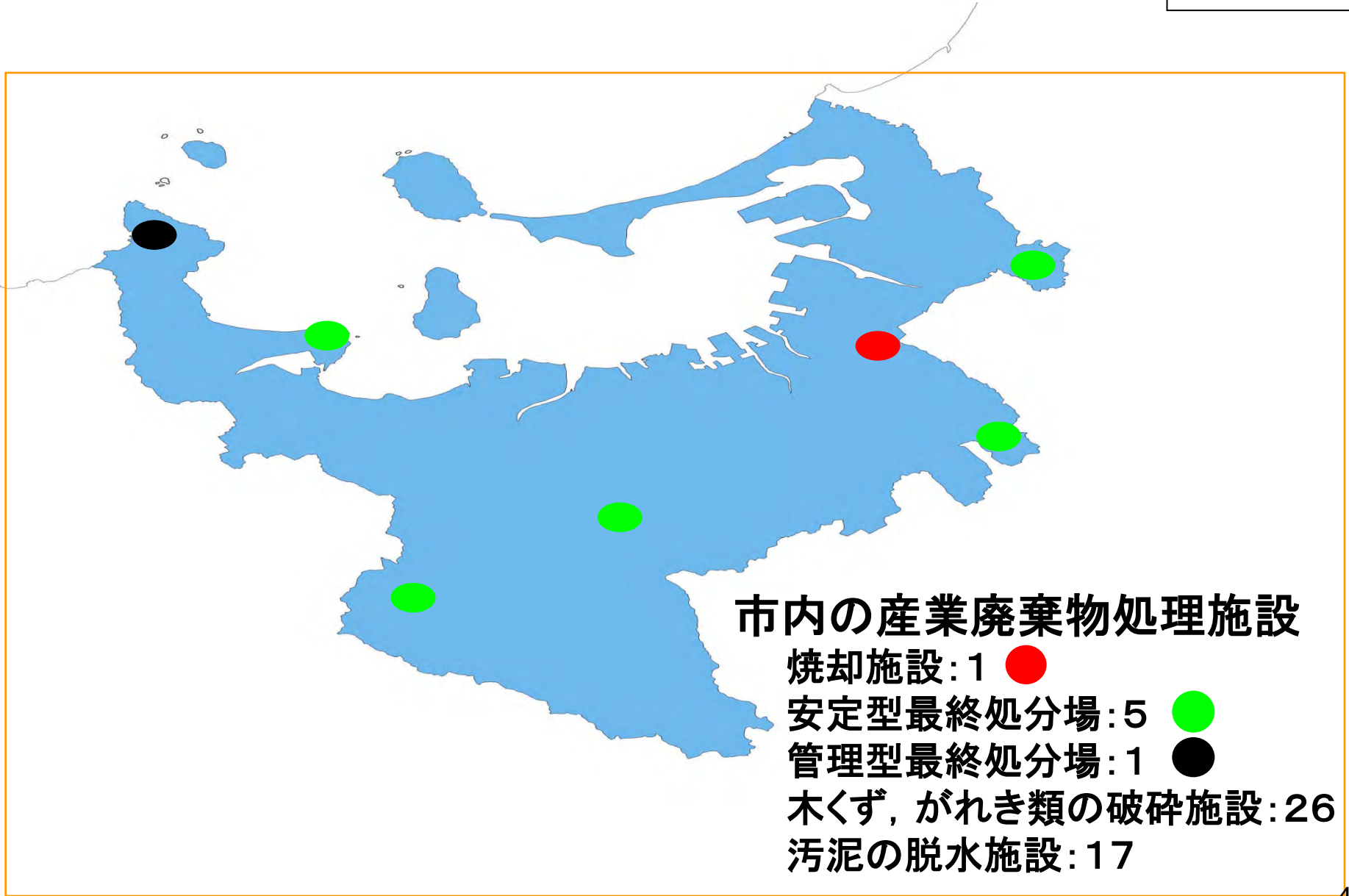
	条例施行前 (平成25年4月17日)	条例施行後 (平成27年5月20日)
発見件数	89件	14件
車両台数	54台	9台
人数	105人	19人

(2) アルミ売却量(市資源化センターでの売却実績)

	条例施行前 (平成25年度)	条例施行後 (平成26年度)
合計	893.30トン	1259.01トン
前年比	—	140.9%

市内の主な産業廃棄物処理施設

産業廃棄物指導課



産業廃棄物の処理状況

【平成25年度実績】

市内発生量 133万トン

産業廃棄物の種類	数量(万トン)
がれき類	94
汚泥	14
混合廃棄物	4
その他	21
合計	133



市内処理量 95万トン

中間処理量
90万トン

【主な中間処理施設】

- ・がれき類の破碎・分級
- ・汚泥の脱水, 造粒固化
- ・混合廃棄物の選別

最終処分
(埋立)

5万トン



中間処理後の廃棄物の約9割は再生利用
(道路工事の路盤材など)